

常陸太田市空き店舗改修費補助金

補助概要

市内の空き店舗を活用して営業しようとする者に対して、市内産業の活性化を促進し、にぎわいを創出することを目的として、空き店舗の改修及びそれに伴う家財道具等の処分に係る費用の一部を補助します。

空き店舗の定義

店舗として活用できる市内にある建物で、1ヵ月以上利用されていないもののうち、下記に掲げる店舗は除く。

- ①ショッピングセンター、大型商業施設内のテナント型のもの
- ②店舗面積が500平方メートルを超えるもの
- ③店舗併用住宅等で、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（空き店舗改修工事により店舗部分と住宅部分を分離することができる場合を除く。）

補助対象者

中小企業者（中小企業・個人事業主）又は各種団体（政治活動及び宗教活動を行う団体は除く）のうち、下記に掲げる者は補助対象から除く。

- ①自ら店舗経営を行わない者
- ②交付申請以前に空き店舗の改修工事を開始している者
- ③改修工事を行わず家財道具等の処分のみを行う者
- ④市税等を滞納している者。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く
- ⑤営業を行うための許認可その他法律に基づく資格が必要な場合において、当該許認可や資格を取得する見込みがない者
- ⑥市内で店舗を移転する者。ただし、移転理由がやむを得ないものであると市長が認める場合を除く

補助対象事業

下記すべてに該当する事業

- ①小売業、飲食業、サービス業又は市内のまちづくりに寄与する事業であるもの
- ②3年以上継続して営業することが見込まれるもの
- ③補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに空き店舗改修を完成させ、その後速やかに営業を開始するもの
- ④1週間当たりの営業日が4日以上、かつ1日のうち午前9時から午後7時までの間に1時間以上の店舗営業を行うもの

ただし、下記いずれかに該当する場合は補助対象としない。

- ①公序良俗に反するもの
- ②政治活動又は宗教活動にかかわるもの
- ③建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に関する指導要項に適合しないもの
- ④中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に規定する連鎖化事業（フランチャイズチェーン方式）
- ⑤本補助金により改修した店舗を増築するもの

補助対象経費・補助率・補助上限

補助事業	補助対象経費	補助率	補助上限
空き店舗改修工事	解体工事、外壁工事、看板設置工事、内装工事、建具工事、給排水衛生設備工事、電気設備工事、空調・冷暖房設備工事、ガス設備工事、住宅分離工事	1/2	100万円
家財道具等処分費 ※空き店舗改修に伴うものに限る	当該物件の残存する家財道具等を一般廃棄物等の収集・運搬業の許可業者に委託して処分・搬出した際に要する経費（特定家庭用機器リサイクル料金を含む。）	10/10	20万円

申請・実績報告 提出書類及び添付書類

1 申請

① 個人申請・法人申請共通の提出物

- 常陸太田市空き店舗改修費補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 空き店舗確認書（様式第3号）
- 賃貸借契約書の写し（交付申請時に契約を締結していない場合は、契約締結後速やかに提出）
- 空き店舗の位置図
- 工事図面（平面図）
- 改修工事前の店舗内、外観及び補助対象箇所の写真
- 処分する家財等の箇所及び内容の詳細が分かる書類（家財道具等を処分する場合のみ）
- 経費の内訳が分かる見積書
- 本補助金以外の補助金を活用している場合その他申請書類一式
- 開業に必要な資格等を証明する書類等の写し
- 市税等に滞納がないことの証明書
- その他市長が必要とする書類

② ①に加え個人申請時に必要な提出物

- 住民票の写し
- 所得税青色申告決算書又は収支内訳書（新規創業者は提出不要）

③ ①に加え法人申請時に必要な提出物

- 法人の登記事項証明書

※住民票の写し及び法人の登記事項証明書については、3ヵ月以内に発行されたものに限る。
また、コピーによる提出も可とする。

2 実績報告

実績報告の提出物

- 常陸太田市空き店舗改修費補助金補助事業実績報告書（様式第7号）
- 補助事業収支等報告書（様式第8号）
- 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- 工事内容及び経費の内訳が確認できるもの
- 家財道具等の処分前・後の現場写真（家財道具等を処分する場合のみ）
- 補助事業完了後の店舗内及び外観の写真
- 許認可その他法律に基づく資格を証明する書類の写し（開業に必要な場合に限る。）
- その他市長が必要とする書類

【申請及びお問い合わせ先】 常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

住 所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

電 話 0294-72-3111 内線 621・622

Mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp